

高萩市路線バス通学用定期券購入助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高萩市内を運行区域とする路線バスの利用促進を図るため、路線バス通学用定期券（以下「バス定期券」という。）を利用して通学する市内居住の高校生や大学生等に対し、高萩市路線バス通学用定期券購入助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 路線バス 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下同じ。)

第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に用いられる乗車定員11人以上の車両

(2) 路線バス事業者 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 高校、大学、短期大学又は専門学校（以下「学校」という。）に通学している者

(2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により本市住民基本台帳に記録されている者

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費は、高萩市内のバス停留所を発着地としたバス定期券の割引販売に要した経費とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、バス定期券販売額の10分の2とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、高萩市路線バス通学用定期券購入助成金交付申請書(様式第1号)に学校が発行する通学(在学)証明書を添付して、市長に提出するものとする。

(路線バス事業者への委任)

第7条 前条の規定による申請は、バス定期券を購入するときに、路線バス事業者に委任して行うものとする。

(助成金交付決定及び決定通知)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付又は不交付の決定を行い、高萩市路線バス通学用定期券購入助成金交付決定通知書(様式第2号)又は不交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(委任による助成金の支払い請求)

第9条 前条の規定により助成金の申請の委任を受けた路線バス事業者(以下「請求者」という。)は、委任を受けた当該申請書及び高萩市路線バス通学用定期券購入助成金支払い請求書(バス事業者用)(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の支払)

第10条 市長は、助成金支払いの請求を受けたときは、速やかに当該請求者に支払うものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、バス定期券が不正に利用された場合には、助成金の申請者に対し、助成金の一部又は全部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

高萩市長 宛て

(申請者（保護者若しくは本人）)

住 所

氏 名

電話番号

(通学定期を使用する者)

学 校 名

学 年

生徒氏名

高萩市路線バス通学用定期券購入助成金交付申請書

高萩市路線バス通学定期券購入助成金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1 購入する通学定期

※申請者は、太枠のみ記入

(1) バス会社	<input type="checkbox"/> 茨城交通	<input type="checkbox"/> 椎名観光バス	
(2) 定期券種別	<input type="checkbox"/> 往復	<input type="checkbox"/> 片道	
(3) 定期券期間	<input type="checkbox"/> 1ヶ月	<input type="checkbox"/> 2ヶ月	<input type="checkbox"/> 3ヶ月
	<input type="checkbox"/> 6ヶ月	<input type="checkbox"/> 年間	
	<input type="checkbox"/> 学期（1学期・2学期・3学期）		
	<input type="checkbox"/> 通学全線フリー（1ヶ月・3ヶ月）		
(4) 購入区間	～		
(5) 金額	定期券額	円	
	うち助成額	円	
	自己負担額	円	

自己負担額＝額面金額－（額面金額×0.2）※100円未満は切り捨て

2 助成金請求等委任

私は、上記助成金の請求及び受領の手続き、路線バス通学用定期券の販売を受けた路線バス事業者に委任します。

年 月 日

(署名) 氏名

※通学定期券購入の際は、学校発行の通学（在学）証明書を添付してください。

様式第 2 号(第 8 条関係)

第 年 月 日

様

高萩市長

印

高萩市路線バス通学用定期券購入助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました高萩市路線バス通学用定期券購入助成金について、高萩市路線バス通学用定期券購入助成金交付要綱第 8 条の規定に基づき下記のとおり交付することに決定します。

記

1 申請額 円

2 決定額 円

第 年 月 日
号

様

高萩市長

印

不交付決定通知書

年 月 日付けであった申請について、下記の理由により不交付と決定したので通知します。

記

不交付決定理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に高萩市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高萩市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 前2項の規定に関わらず、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合にはその審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

高萩市長 宛て

請求者 住所（所在地）
団体等名称
代表者職氏名

高萩市路線バス通学用定期券購入助成金支払い請求書

高萩市路線バス通学用定期券購入助成金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり助成金の支払いを請求します。

記

1 助成金請求額 _____ 円

2 助成対象となる通学定期券の販売枚数等

往復・片道	定期券期間	販売枚数	通常価格	助成額
計				

3 添付書類
高萩市路線バス通学用定期券購入助成金交付申請書（様式第1号）

4 振込先口座
別紙のとおり

別紙

振 込 先

金融機関名	
支 店 名	
預 金 種 目	
口 座 番 号	
口座名義 (フリガナ)	